

黒潮町 会計年度任用職員募集要項【スクールソーシャルワーカー】

受付期間 令和8年2月10日(火)から2月19日(木)まで

- (1) 身 分 黒潮町会計年度任用職員（一般職非常勤職員）
- (2) 任用期間 令和8年4月1日～令和8年9月30日（更新の可能性あり）
 - ※任用された日から1か月は条件付採用期間となります。
 - ※任用期間は更新される場合があります。
- (3) 選考方法 面接試験により選考します。
- (4) 試験日 令和8年2月下旬～3月上旬
 - ※試験日については後日連絡させていただきます。
- (5) 募集職種及び人数 スクールソーシャルワーカー 1名
- (6) 申込みについて
 - 必要書類を黒潮町教育委員会 学校教育係まで郵送又は持参してください。
 - 募集に関して不明な点等がありましたら、電話等にてお問い合わせください。

1. 受験資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格のある方のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある方

地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当しないこと。

- ◎ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- ◎ 黒潮町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ◎ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加わった人

2. 給与（報酬）及び勤務条件等

職種	給与（報酬）	勤務時間・勤務日	休日
スクールソーシャル ワーカー (SSW)	月額 131,640 円～	・8時30分～17時15分 (休憩時間60分) ・月曜～金曜のうち週3日勤務	原則として土曜、日曜、月～金のうち2日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

- ◎ 記載の給与（報酬）額は初任給額であり、職歴等によって加算されることがあります。また、給与（報酬）額は条例改正等により変更される場合があります。
- ◎ 給与（報酬）は、条例等に定めるところにより、給料、報酬、通勤手当、時間外勤務手当、又はこれらに相当する報酬、期末手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- ◎ 年次有給休暇及び慶弔に係る休暇等の制度があります。
- ◎ 法定の社会保険制度を適用します。また、労働災害補償保険又は町の公務災害補償制度、地方公務員災害補償制度のいずれかを適用します。

3. 服務

- ◎ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事（副業・兼業）は適用除外です。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、事前に届出等が必要になります。

4. 採用までの流れ

① 選考試験の申込み

- ◎ 以下の書類を2月19日(木)午後5時15分までに郵送(必着)又は持参してください。
郵送で申込む場合は、簡易書留により、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員受験申込」と記載してください。

- [ア. 令和7年度会計年度任用職員選考試験受験申込書（指定様式）
 イ. 履歴書（指定様式）]

指定様式は、黒潮町教育委員会 学校教育係（黒潮町総合センター）で配布しています。
 また、町のホームページからもダウンロードできます。



② 選考

- ◎ 面接試験を行います。試験の日時については、受付期間終了後にお知らせします。



③ 採用

- ◎ 選考結果は、受験者全員に通知します。
 ◎ 合格者は、令和8年4月1日以降に任用されます。
 受験資格がないことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

5. その他注意事項

- ◎ この選考において提出された書類は、一切返却しません。
 ◎ この選考において町が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。
 ◎ 当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。
 今後の予算成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

6. 問い合わせ・受験書類提出先

住 所 〒789-1720 高知県幡多郡黒潮町佐賀 1080 番地 1
 担当係 黒潮町教育委員会 学校教育係
 連絡先 電話：(0880) 55-3117 ／ FAX：(0880) 55-3119